

## 令和4年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津若松市	上下水道局 下水道施設課 (0242-23-9507)	水洗便所改造資金融資あっせん制度	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008033100054/">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008033100054/</a>	環境対策	利子補給	自らが居住している住宅(集合住宅を除く)の排水設備工事にかかる費用の融資のあっせん。 融資限度額 ①100万円 ②店舗兼住宅の場合は住居の部分のみが対象 ③便所以外の水回り改修工事にも利用可能 ④返済期間は最長80ヶ月 ⑤貸付利息は市が全額負担	1.個人を対象に、新築住宅・集合住宅の工事は除く。 2.便所及び台所・風呂場等の雑排水を同時に接続する工事であること。 3.市税等、水道料金、下水道使用料、受益者負担金等を納期分まで完納していること。 4.次の条件を備える連帯保証人が1人必要。 ・市内に居住し独立した生計を営む者 ・成人している者 ・市税等、水道料金、下水道使用料、受益者負担金等を納期分まで完納していること ・弁済の資力ががあると認められる者 5.融資あっせんの資金の償還能力を有すること。 6.供用開始から原則3年以内に行う工事であること。 7.暴力団員ではないこと。
会津若松市	健康福祉部 高齢福祉課 (0242-39-1291)	高齢者自立支援住宅改修助成事業	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080301018/#topic10">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080301018/#topic10</a>	バリアフリー化	補助金	在宅の高齢者が要介護状態になるのを防止するため、高齢者が居住する住宅等を改修する場合の工事費の助成 ・改修(手すり、段差解消)対象工事費限度額 20万円 ・助成額は対象工事費の9/10(ただし生活保護世帯は10/10)	介護保険で非該当と認定された65歳以上の方で、世帯の生計中心者の前年分の市町村税が非課税の方
会津若松市	観光商工部 商工課 (0242-39-1251)	循環型地域経済活性化奨励金制度	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2010022600384/">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2010022600384/</a>	住宅取得・改修	その他	会津若松市産材及びその他福島県産材を使用して、市に登録した特定の建築業者により市内に住宅を建築した建築主や特定の建築業者が建築した住宅を購入した方に対し、奨励金として建物にかかる固定資産税相当額を支給 ・建てた住宅の固定資産税3年分に相当する額。 総額50万限度	木材の30%以上を市、県産材を使用して住宅の新築
会津若松市	市民部 環境生活課 (0242-39-1221)	住宅用太陽光発電システム等設置補助金	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007121100037/">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007121100037/</a>	省エネルギー化	補助金	住宅用太陽光発電システムを住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充電設備と同時設置した方に対し、補助金を交付 ・太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり、2万円(8万円上限)で、予算の範囲内	1.市内に住所を有している者。 2.市内に存する自らの住宅(住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地を含む)に対象システムを設置した者、または、自らの住居として市内に存する対象システム建売住宅を購入した者。 3.電力会社と電力受給契約(固定価格買取制度)を締結し、申請する年度の4月1日から3月31日までに電力受給を開始した者。 4.市税を完納している者。 5.過去にこの補助金を上限まで受けていないこと。
会津若松市	市民部 危機管理課 (0242-39-1227)	空家等改修支援事業	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2018061500016/">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2018061500016/</a>	住宅取得・改修	補助金	地域活性化に資する目的で空家等を利活用される 場合や市外から空家等へ移住される場合に、必要とされる改修工事に係る費用の一部を助成 ・対象工事費の2分1の以内(限度額50万円)	1.地域の活性化に資する公共性及び公共性のある取組を行おうとする空家等の所有者または購入者もしくは賃貸をする方 2.原則、5年以上の事業継続または定住する意思のある方 3.市税を滞納していないこと
会津若松市	建設部 建築住宅課 (0242-39-1307)	安全安心耐震促進事業(木造住宅耐震診断促進事業)	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008072900066/">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008072900066/</a>	耐震化	その他	木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震診断を希望する場合、耐震診断者を派遣して、耐震診断及び耐震改修計画の作成を実施 ・個人負担 7,500円	1.所有者が自ら居住する住宅 2.昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅 3.過去に耐震診断を受けていない住宅 4.市税等の滞納がないこと
会津若松市	建設部 建築住宅課 (0242-39-1307)	木造住宅耐震改修支援事業	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016041800040/">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016041800040/</a>	耐震化	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対して、その経費の一部に対して補助金を交付 ①一般改修の場合 耐震改修工事費の4/5(最大120万円) ②段階改修(簡易改修及び部分改修)の場合 耐震改修工事費の4/5(最大72万円)	上記耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない住宅 等

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津坂下町	政策財務課 移住定住推進班 (0242-84-1504)	会津坂下町住宅取得支援事業補助金		住宅取得・改修	補助金	【補助額】 町内で住宅を取得する方に補助金を交付 ○基本額 取得価格の10分の1上限30万円 町外からの移住者に対して基本額に上乗せ ○加算額 ・申請者又は配偶者の年齢が40歳未満の場合10万円 ・申請者と同居している18歳未満の子どもがいる場合10万円 ・(新築の場合)町内建築業者と契約している場合10万円 ・申請者に配偶者がいる場合10万円  基本額+加算額 最大70万円	【対象住宅】 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に契約を締結した住宅併用住宅の場合、居住用の面積が2分の1以上あること 【交付要件】 ・対象住宅に5年以上居住すること ・中古住宅の場合、その住宅が申請者及び世帯員の三親等以内の者からの購入でないこと ・町外の方は申請時の直近1年間で本町に住民登録のないこと
会津坂下町	生活課 保険年金班 (0242-84-1513)	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給	<a href="https://www.town.aizubange.fukushima.jp/li/fe/1/5/18/">https://www.town.aizubange.fukushima.jp/li/fe/1/5/18/</a>	バリアフリー化	その他	住宅改修に要した費用額(限度額20万・自己負担1割～3割)	【対象者】要介護・要支援認定者  【対象改修内容】 ○手すりの取り付け ○段差の解消 ○滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替え ○洋式便器等への便器の取替え ○その他改修に付帯して必要となる改修
会津坂下町	生活課 福祉健康班 社会福祉係 (0242-84-1522)	日常生活用具給付事業(住宅改修費給付事業)	<a href="http://www.town.aizubange.fukushima.jp/uploaded/attachment/6389.pdf">http://www.town.aizubange.fukushima.jp/uploaded/attachment/6389.pdf</a>	バリアフリー化	補助金	【補助額】 ○改修 限度額20万円  【利用者負担】 ○町民税課税世帯においては、基準額の原則1割負担	【対象者】 町内に居住し、下肢、体幹又は運動機能障害を有する障害等であって障害程度等級3級以上の者。(介護保険法により、住宅改修費の支給を受けられる者は除く。)  【対象住宅】 障がい者等の身体状況、住宅状況等を勘案して町長が必要と認めるもの。  【対象改修工事】 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。
会津坂下町	建設課 上下水道班 (0242-84-1531)	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<a href="https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/28/128.html">https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/28/128.html</a>	環境対策	補助金	浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を合わせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、その設置者に対し設置に要する費用(単独浄化槽又は汲み取り便槽を完全撤去するために必要な工事費用を含む)を助成する事業 ①17.7万円～58.8万円 ②撤去に要する費用の上乗せ補助あり	【対象住宅】 次の全ての要件を満たす住宅 補助対象者は、次の地区を除いた地域において浄化槽を設置したものである。 ①公共下水道事業認可区域及び認可予定区域 ②農業集落排水施設整備事業認可区域及び認可予定区域(ただし、①、②の人か予定区域において、当該事業が当分の間見込まれない区域は条件付きで対象とする
会津坂下町	建設課 都市土木班 土木建築係 (0242-84-1506)	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	令和5年度に実施する木造住宅耐震診断者派遣事業の予約受付。 対象要件に該当する耐震診断希望者に対して、耐震診断者を派遣する。  ○耐震診断に係る自己負担額7,500円	【対象住宅】 次の全ての要件を満たす住宅  ○町内に住所を有する所有者が自ら居住している。 ○昭和56年5月31日以前に工事着手された。 ○在来軸工法、伝統的工法、枠組壁工法等により建てられた木造住宅で、3階建て以下である。 ○過去に耐震診断を受けていない。
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村若者定住促進事業補助金	<a href="https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/shoukoukankou/teiju_2_2_2.html">https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/shoukoukankou/teiju_2_2_2.html</a>	住宅取得・改修	補助金	【補助額】 住宅取得費の1/8以内の額 村民:上限90万円 転入者:上限110万円	【対象者】 次の全ての該当する者。 ①満45歳未満である者 ②定住する目的で住宅を新築した、又は建売住宅を取得した者 ③地域慣習の理解に努め、積極的に地域活動へ寄与できる者 ④村税等を滞納していない者

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
湯川村	産業建設課 建設係 (0241-27-8850)	新設水道給水工事費補助金		環境対策	補助金	【補助金】 水道給水工事費の1/2の額(上限50万円)	【対象者】 定住が確実に見込まれる者で新規に水道に加入するため排水施設から宅地まで水道給水工事を実施する世帯等の水道加入者であって、次のいずれにも該当する者 ①水道工事を申し込む時点において、既に自己水源をもって村内に住居を有し日常生活を営んでいる者、又は定住を目的として空家を購入し日常生活を営もうとする者、若しくは新規に定住を目的として住宅等取得者で接続道路に排水施設が講じられてなく、一般家庭として新たに水道に加入するため排水施設から宅地まで水道給水工事を行った場合 ②①について村から承認を受け、その工事設計等について事前に会津若松市上下水道局の審査を受け、当該水道給水工事が完了し、その工事費について会津若松市指定給水装置幸治事業者に当該工事費用を全額支払いした者
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空家解体事業補助金		住宅取得・改修	補助金	【補助額】 補助対象経費の1/3以内の額(上限30万円)	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①空家の所有者。 ②市町村税等の滞納のない者 ③当該空家の解体に際し、他の制度による補助金の交付を受けない者  【対象空家】 次の全てに該当する空家。 ①個人が所有するもの ②利活用の見込みのないもの ③長期間放置することにより倒壊等のおそれのあるもの  【補助対象経費】 解体撤去工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①仮設トイレ等の設置費用 ②残置されていた一般廃棄物の処理費用
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空家改修事業補助金		住宅取得・改修	補助金	【補助額】 補助対象経費の2/3以内の額(上限100万円)	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①成年に達している者。 ②空家を購入又は賃借した者、若しくは2親等以内の者が購入したことにより居住する権利を得た者。 ③村内に住所を有しない者、又は村内に住所を有して1年を経過しない者。 ④5年以上定住する者。 ⑤市町村税等の滞納のない者  【補助対象経費】 改修工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①備品購入費 ②仮設トイレ等の設置費用
湯川村	産業建設課 建設係 (0241-27-8850)	湯川村木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	【補助額】 耐震診断者の派遣に要する費用。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。	【対象者】 耐震診断者の派遣を希望する者。  【対象住宅】 次の全てに該当する住宅。 ①所有者が居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3回建て以下の住宅 ④過去にこの事業による耐震診断者の派遣を受けてない住宅

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
湯川村	産業建設課 建設係 (0241-27-8850)	湯川村木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	【補助額】 ①一般耐震改修工事 耐震改修工事費の1/2以内(上限100万円) ②簡易耐震改修工事 耐震改修工事費の1/2以内(上限60万円) ③部分耐震改修工事 耐震改修工事費の1/2以内(上限60万円)	【対象者】 耐震改修を行う住宅の所有者。  【対象住宅】 次の全てに該当する住宅。 ①所有者が居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
湯川村	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村高齢者住宅改修支援事業		バリアフリー化	補助金	【補助額】 住宅改修費の90/100の額(上限18万円)	【対象者】 次のいずれにも該当する者。 ①村長が住宅改修の必要を認める者 ②60歳以上の高齢者であって、その生計中心者の所得が児童手当法の児童手当所得制限限度額以下の者  【対象改修工事】 要介護(要支援)状態とならないように実施する改修であって、その種類は介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修工事
湯川村	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村地域生活支援事業(住宅改修費給付事業)		バリアフリー化	補助金	【補助額】 住宅改修費の給付に要した費用の額(上限20万円)	【対象者】 村内に居住し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する障害者等であって、障害程度等級3級以上の者  【対象改修工事】 次に掲げる居宅成果報酬補助部品の購入費及び改修工事費。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え
湯川村	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村集会所等バリアフリー化補助金		バリアフリー化	補助金	【補助額】 総事業費の2/3以内の額(上限20万円)	【対象者】 行政区長  【対象経費】 ①廊下等の手すりの設置に要する経費 ②集会所及びその進入経路の段差解消に要する経費 ③洋式トイレへの取り替え等に要する経費 ④トイレスペースの改修に要する経費
湯川村	総務課 政策財務係 (0241-27-8800)	湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	<a href="https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/soumu/taiyoukouatudennozyo.html">https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/soumu/taiyoukouatudennozyo.html</a>	省エネルギー化	補助金	【補助額】 24,000円/kW(上限12万円)	【対象者】 自らが住居し、または住居しようとする湯川村内の住宅にシステムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者  【対象システム】 住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ太陽電池の最大出力が10kW未満の太陽光発電システムであり、かつ未使用品であること。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	柳津町空き家除却支援事業	<a href="http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072100037/">http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072100037/</a>	住宅取得・改修	補助金	空き家の除却工事について、補助対象事業費の1/2を補助(上限50万円)補助対象となる費用は、解体工事の工事費及び解体工事により生じた廃材等の収集運搬費と処分費。ただし、家財・家具・機械・車両及び門塙の除却費等は補助対象外。	対象となる空き家については、以下に該当する物件。 ①現に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に使用される見込みがない住宅であって、除却後の跡地を地域の活性化のために地元行政区等へ10年以上無償貸与される場合。 ②住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条の規定に基づき、町長が住宅の不良度を判定し、その評点が100以上と判定された不良住宅 ※②に該当する場合は、除却後の跡地利用については制限不要。 上記の物件に該当する場合、補助を受けられる者は以下に該当する者。 ①補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書)に所有者として登録されている者 ②上記①に規定する者の相続人 ③上記①②に規定する者から補助対象となる空き家除却について、委任を受けた者(※委任状が必要)※複数の共有名義である住宅や所有権以外の物件が設定されている住宅については、共有者や権利者の同意が得られない場合は対象外。なお、町税等の滞納がないこと。
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	空き家改修等支援事業	<a href="http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072300017/">http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072300017/</a>	住宅取得・改修	補助金	空き家の改修工事について、補助対象事業費の1/2または1/4を補助(上限100万円)補助対象となるものは、建物の機能の回復または向上のために行う改修工事。	空き家を購入又は賃借した個人及び事業者で、次に掲げる第1号及び第2号又は第3号に該当する者とする。 ①定住を目的とする個人の場合は、補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する意思があること。 ②定住を目的とする個人の場合は、市町村税等の滞納がないこと。 ③利活用を目的とする事業者の場合は、補助金の交付を受けた日から1年以内に事業を開始すること。
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2448)	定住促進対策新築住宅補助事業	<a href="http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2016051900013/">http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2016051900013/</a>	住宅取得・改修	補助金	住宅の新築に要する費用の総額(土地の取得費、設計費及び建築費)の1/10を補助(上限200万円)。ただし、町外建築業者に請け負わせた住宅は、建築費及び外構工事に乗ずる割合を1/20とする。	以下の要件をすべて満たす者。 ①新築した住宅の所有者。 ②新築した住宅に10年以上定住する意思があること。 ③交付対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。④交付対象者及び同居する世帯員に、町税の滞納がないこと。
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2449)	新エネルギー導入助成事業	<a href="http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015021600069/">http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015021600069/</a>	省エネルギー化	補助金	新エネルギー設備設置費の一部を助成 太陽光 1kwあたり6万円(上限額24万円) ペレットストーブ及び薪ストーブ 工事に要した費用の5分の1の額を補助(限度額10万円)	自らが居住し又は居住しようとする柳津町内の住宅(店舗等との併用住宅を含みます。)に交付対象設備を設置する方。町税等の滞納がない方。
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2450)	空き家家財道具等処分費補助事業	<a href="http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2016051900013/">http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2016051900013/</a>	住宅取得・改修	補助金	空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費(ごみの処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分業者に委託して家財を処分する場合における委託費等)の10/10を補助(上限10万円)	補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が特に認めた者は、この限りでない。 ①次に掲げる事項のいずれかに該当する者 ア 自ら所有する空き家を譲渡又は賃借する意思がある者 イ 所有者との契約により空き家を譲渡又は借主となり、当該契約の日から3ヶ月を経過しない者 ウ 自ら所有する空き家の除却工事を行う者 ② 納期が到来している町税等の滞納がない者 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象としない。 ①補助金の交付決定前に家財道具等の処分・搬出を行った者 ②公共事業に伴う住宅の移転を行う者 ③その他町長が不適当と認める家財道具等の処分・搬出
柳津町	建設課 上下水道係 (0241-42-2117)	合併処理浄化槽設置事業		環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用を5人槽382千円、6~7人槽532千円、8~10人槽732千円の額を限度として補助	専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者。前年度に国県へ翌年度分の補助額の要望をするため、申し込みについては工事を行いたい年の前年(補助要望前)の内にておく必要有り。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
柳津町	建設課 建設班 (0241-42-2117)	住まいづくり支援事業	<a href="http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2018032000019/">http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2018032000019/</a>	住宅取得・改修	補助金	住宅の改修に要する工事で費用が5万円以上のものに対し、費用の1/2の額を補助(限度額10万円)	要綱に規定する工事を行うことが対象要件。 なお、工事は町内業者に請け負わせること。 また、その他以下の要件をすべて満たす者が対象。 ①補助対象工事を行う住宅の所有者であり、かつ、対象住宅に居住している者であること。 ②町税等について、申請日現在滞納していない世帯の者であること。
柳津町	町民課 住民福祉係 (0241-42-2118)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	改修が必要と認められた部分の改修費用の9割(限度額18万円)口	家庭に要介護認定を受けている方がおらず、60歳以上の家族がいる場合で、新築住宅以外の住宅が対象。 また、生計の中心者の所得が扶養親族数別所得限度額以下の者。 なお、町税等の滞納がないこと。
柳津町	町民課 保健衛生係 (0241-42-2118)	住環境整備助成事業		環境対策	補助金	下水道整備に伴う配管工事及び住宅改修工事について、工事に要した費用の2/3の額を補助(限度額10万円)	町の下水道事業(合併浄化槽を除く)により下水道整備を行う者で、「介護保険による住宅改修」「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」「合併浄化槽設置事業」の助成を受けたことのない者。 なお、町税等の滞納がないこと。
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	会津美里町空家等除却推進事業補助金	<a href="http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s025/040/010/20220324155551.html">http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s025/040/010/20220324155551.html</a>	住宅取得・改修	補助金	町内に空家等を所有している方に対し除却費用の一部を補助 ○補助対象空家 ・特定空家等 補助限度額 100万円 ・不良住宅 補助限度額 100万円 ・空家住宅等 補助限度額 50万円 ○上記空家の除却費1/2を補助する	【補助対象者】空家等の所有者等(法定相続人を含む)、所有者等から委任を受けた者 【補助対象空家】 ・特定空家等…倒壊等の危険性・周辺の住環境に与える影響が高い空家で、町空家等対策本部会議にて認定された空家 ・不良住宅…屋根・外壁などが崩壊している空家で判定票にて建築士等が不良住宅と判断した空家 ・空家住宅等…損傷等が少なく利活用が見込める空家 【補助対象工事】 ・空家等を除却する工事 ※家財道具、門、塀、車両、立木等は補助対象外
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	木造住宅耐震改修支援事業補助金		耐震化	補助金	耐震改修に係る工事費 一般耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額120万円 簡易耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額72万円 部分耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額72万円	昭和56年5月以前に着工した木造3階建以下の家屋で、福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)にて耐震基準を満たさないもの
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	安全安心耐震促進事業		耐震化	その他	耐震診断者の派遣 個人負担 6,000円	町内の住宅の所有者であることほか
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	会津美里町水洗化改造工事費助成金		環境対策	補助金	既設設備の水洗化改造工事費に対する助成 供用開始後1年目 工事費の12% 限度額 6万円 供用開始後2年目 工事費の10% 限度額 5万円 供用開始後3年目 工事費の6% 限度額 3万円	供用開始から3年以内に接続、使用開始されるものであることほか
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	会津美里町水洗化改造資金融資あっせん及び利子補給		環境対策	利子補給	一般住宅 80万円 共同住宅 80万円~200万円 期間 50ヶ月以内	供用開始から3年以内に接続、使用開始されるものであることほか
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	会津美里町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金		環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置補助金 5人槽 352,000円以内 6人槽以上7人槽以下 441,000円以内 8人槽以上50人槽以下 588,000円以内	公共下水道及び農業集落排水事業区域外の合併処理浄化槽設置者であることほか
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	会津美里町公共下水道等接続促進事業助成金(公共下水道事業供用開始区域内)		環境対策	補助金	補助対象事業費の1/3の額で限度額は次のとおり 合併処理浄化槽からの切替 限度額 13万円 単独処理浄化槽からの切替 限度額 20万円 汲み取り式便所からの切替 限度額 27万円	公共下水道事業供用開始区域内において、未接続の一般家庭(合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便所)を対象に補助を行う。 ※新築・建替を除く。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津美里町	建設水道課 (0242-55-1181)	会津美里町公共下水道等接続促進事業助成金(農業集落排水事業供用開始区域内)		環境対策	補助金	補助対象事業費の1/3の額で限度額は次のとおり 合併処理浄化槽からの切替 限度額 13万円 単独処理浄化槽からの切替 限度額 20万円 汲み取り式便所からの切替 限度額 27万円	農業集落排水事業供用開始区域内において、未接続の一般家庭(合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便所)を対象に補助を行う。 ※新築・建替を除く。
会津美里町	産業振興課 (0242-55-1191)	活力ある商店街等支援事業	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s023/010/SO010/010/010/001/SO01/20180323115515.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s023/010/SO010/010/010/001/SO01/20180323115515.html</a>	住宅取得・改修	補助金	【家賃補助】 商店街などの空き店舗を活用し、魅力向上に寄与する場合の空き店舗賃借料に対して、福島県の活力ある商店街支援事業への上乗せ補助を行う ・中心市街地等 新規創業者 一般 1年目 5/12 4/12 2年目 3.5/12 3/12 3年目 2/12 2/12 限度額 1,500千円 1,200千円 ・その他地域 新規創業者 一般 1年目 3/12 3/12 2年目 2/12 2/12 3年目 1/12 1/12 限度額 900千円 900千円 【空き店舗改修】 空き店舗を活用し、営業するために必要最低限の改修及び設備に関する費用への補助を行う 補助率:改修及び設備費用の1/3以内 限度額:800,000円	【事業内容】 商店街の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する 【事業実施団体】 商工会、街づくり会社、NPO
会津美里町	政策財政課 人口減少対策係 (0242-55-1171)	住宅取得支援事業	<a href="http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/TS040/20180410164219.html">http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/TS040/20180410164219.html</a>	住宅取得・改修	補助金	移住定住の促進を図るため、町外から町内の住宅(新築・中古)を取得した者に対し、その経費の一部を補助する。 ※中古住宅については、町空き家バンク登録物件に限る。 【補助額】 住宅取得費の1/2で最大100万円(補助基本額+加算額) 福島県の要件に該当する場合、最大100万円加算 【補助基本額と加算額】 ・補助基本額:70万円 ・加算要件と加算額(各10万円) ①住宅取得の契約日において40歳未満の世帯(夫婦の場合はいずれかが40歳未満):10万円 ②世帯内の方が町内事業所に従事する場合:10万円 ③町内建築事業者が施工した住宅の場合:10万円 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の要件に該当する場合は、補助基本額と加算額がそれぞれ2倍になります。	【補助対象者】①~③全てに該当する方 ①平成30年4月1日以降に住宅取得の契約を締結し、移住する方 ②契約日の前日から1年間町内に住民登録がなく、住宅取得年度の翌年度から3年間取得した住宅に定住する方 ③世帯全員に町税等の滞納がなく、暴力団員等でない方 【対象対象経費】 住宅の取得費 ※土地取得費や外構工事費などは対象外 【その他】 福島県の加算を受けるには、県外からの移住者、住宅の面積要件、中古住宅の耐震診断の実施要件などがあります。
会津美里町	政策財政課 人口減少対策係 (0242-55-1171)	吹上台分譲住宅地購入補助金交付事業	<a href="http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/TS040/SO005/005/20180417160440.html">http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/TS040/SO005/005/20180417160440.html</a>	住宅取得・改修	補助金	【補助基本額】 次の①、②のいずれか 限度額100万円 ①分譲住宅地契約に係る費用 限度額100万円 ②第三者に分譲住宅地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行った者からの購入取得に係る費用 限度額100万円 【加算額】 ①若年層世帯加算 50万円 世帯員に40歳未満の夫婦が居る世帯若しくは父又は母のいずれかが40歳未満である父子世帯及び母子世帯 ②子育て世帯加算 限度額30万円 義務教育9年までの子を養育している世帯。子1人につき10万円加算(最大3人まで)	平成30年4月1日以降に吹上台住宅団地土地売買契約を締結し、宅地を取得した所有者で、次の要件を満たす方 ①1人以上の扶養親族を有する方 ②市町村民税等の滞納がない方 ③取得した住宅に継続して10年以上居住する意思のある方

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津美里町	政策財政課 人口減少対策係 (0242-55-1171)	空き家改修補助金	<a href="http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/banku/20170322115118.html">http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/banku/20170322115118.html</a>	住宅取得・改修	補助金	空き家の有効活用を図り、移住による地域の活性化を促進するため、住宅の改修に要する経費の一部を補助する。 【補助額】 工事費の1/2(上限50万円)	【対象物件】 空き家・空き地バンクに登録された住宅で、売買または賃貸の契約が成立したもの 【補助対象者】 ①購入または賃借する空き家・空き地バンク利用登録者 ②売買または賃貸する空き家・空き地バンク物件登録者 【対象工事等】 ①台所、トイレ、浴室または洗面所等の水回りの改修 ②屋根、外壁または内装等の改修 ③家財処分 【工事費】 対象工事の工事費が50万円以上のもの
会津美里町	政策財政課 人口減少対策係 (0242-55-1171)	若者定住住宅取得支援事業	<a href="http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/TS040/20190326170649.html">http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s043/TS040/20190326170649.html</a>	住宅取得・改修	補助金	若者の定住促進を図るため、町内に住宅(新築・中古)を取得する若者に対し、その経費の一部を補助する。 ※中古住宅については、町空き家バンク登録物件に限る。 【補助額】 住宅取得の1/2以内で最大80万円(補助基本額+加算額) 【補助基本額+加算額】 ・補助基本額:70万円 ・加算要件と加算額 町内建築事業者が施工した住宅の場合:10万円	【補助対象者】 ①平成31年4月1日以降に住宅取得の契約を締結した方 ②町内に居住している40歳未満の方(夫婦の場合はいずれかが40歳未満) ③取得した住宅に10年以上居住意思がある方 【補助対象経費】 住宅の取得費 ※土地取得費や外構工事費などは対象外
金山町	企画課 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業 (空き家改修)		住宅取得・改修	補助金	補助対象額の3/4以内で1世帯につき1,500,000円を上限として補助を行う。	・空き家を購入、取得又は賃貸契約(5年以上)を締結し、改修に係る所有者からの承諾を得ている方。 ・対象住宅に定住の意思(5年以上)がある方。 ・町内の事業者を利用できる方。
金山町	企画課 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業 (既存住宅改修)		住宅取得・改修	補助金	補助対象額の2/3以内で1世帯につき1,000,000円を上限として補助を行う。	・建築後5年以上経過した既存住宅の所有者で、世帯員の増加に伴う住宅の改修を行う方。 ・対象住宅に定住の意思(5年以上)がある方。 ・町内の事業者を利用できる方。
金山町	企画課 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業 (空き家解体)		住宅取得・改修	補助金	補助対象額の2/3以内で1世帯につき1,000,000円を上限として補助を行う。	・空き家の所有者又は相続人が町内業者にて解体する場合。
金山町	企画課 (0241-54-5203)	住宅取得支援事業		住宅取得・改修	補助金	年齢要件・就業要件・地域産業活性化要件により各100,000円の加算があり、最大1,000,000円の補助を行う。	・自らの居住のために、住宅を取得する者。 ・翌年度より5年以上継続して対象住宅に定住すること。
金山町	企画課 (0241-54-5203)	空き家家財道具等処分支援事業		住宅取得・改修	補助金	補助体操額の10/10以内で1世帯につき20,000円を上限として補助を行う。	・金山町空家バンクに登録された空家の家財道具等の処分を行う方。 ・売買契約又は賃貸借契約若しくは使用賃貸借契約が成立した空家の家財道具等を処分する方。

※詳細については、各市町村の窓口にご直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)